

森林環境保全税の今後のあり方に関する報告書（案）

令和4年10月

鳥取県森林環境保全税のあり方検討会

目次

はじめに	1
第1章 森林環境保全税創設の趣旨とその評価	2
1 森林環境保全税の創設	2
2 森林環境保全税の改正の経緯	3
3 現行の税の概要、税収の状況	4
(1) 現行の税の概要	4
(2) 税収の状況	5
(3) 税収の使途	6
4 森林環境保全税を活用した事業の実績と課題	7
(1) 使途事業の実績と成果	7
(2) 使途事業別の成果と課題	8
第2章 森林環境保全税を取り巻く環境変化と今後の取組について	9
1 鳥取県が目指す森林の姿と財政状況	9
2 森林環境税（国税）及び森林環境譲与税の創設と森林環境保全税（県税）の関係	10
3 課題解決に向けた取組と所要額	11
(1) 使途事業の見直しの方向性	11
(2) 今後の取組の所要額	12
4 県民アンケートの結果概要	13
第3章 令和5年度以降の森林環境保全税の基本的方向（提言）	14
1 制度の基本的方向	14
2 税の概要	14
(1) 税率	14
(2) 適用期間	14
(3) 名称	15
3 森林環境保全税を活用する事業	15
4 森林環境保全税の存続に当たり対応すべき点	16
(1) 森林環境保全税の認知度の向上	16
(2) 県民参加の推進	16
(3) 森林環境譲与税との関係性の説明	16
(4) 成果の公表の強化	16
(5) 市町村との意見調整及び県民理解への取組	16
おわりに	17
検討会委員名簿	18
検討会開催経緯	18

はじめに

- 鳥取県では、県民共通の財産である森林を県民全体で守り育てていく取組の一環として、平成17年度から平成19年度までを期間とした森林環境保全税を創設し、緊急に公益的機能を維持回復する必要がある森林を保全するための強度間伐や県民参加の森づくり活動などを支援してきた。
- その後も、間伐の遅れや荒廃竹林の増大等の課題を解消することが肝要として、パブリックコメントや意見交換会等により聴取した県民からの意見を踏まえ、平成20年度から平成24年度までを第2期、平成25年度から平成29年度までを第3期、平成30年度から令和4年度までを第4期として、税率や使途等を見直しながら、森林環境の保全に係る施策を継続して実施している。
- 一方で、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国において森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和元年度から森林環境譲与税の県及び市町村への譲与が開始された。また、令和6年度からは個人住民税と併せて森林環境税（国税）が課税されることが予定されている。
- 令和4年度が第4期の適用期間の最終年度であることから、森林環境保全税の存続・廃止を含めた事業の継続や見直しの必要性について検討を行うため、県は、令和4年3月に外部有識者を交えた「鳥取県森林環境保全税のあり方検討会」を設置した。
- 本検討会では、これまで森林環境保全税を活用し実施してきた事業の実績や成果を検証・評価するとともに、森林環境税及び森林環境譲与税の創設など森林を取り巻く環境の変化等を踏まえて討議を行い、令和5年度以降の森林環境保全税のあり方について取りまとめたので、本書のとおり提言する。

第1章 森林環境保全税創設の趣旨とその評価

1 森林環境保全税の創設

○鳥取県は、森林が県土の74%を占める緑豊かな森林県である。水源のかん養、山地災害の防止、二酸化炭素の吸収による温暖化防止、生物多様性の保全など、森林が持つ多様な公益的機能の恩恵は、森林所有者や山間部の住民に限らず、都市部を含めたすべての県民が広く享受している。

○県内の森林の約55%は、主に戦後に造成されたスギ・ヒノキなどの人工林であり、その大半は間伐が必要な時期を迎えていたものの、木材価格の低迷による林業の採算性の悪化等の影響から、適期に間伐を行えていない人工林が多く存在し、公益的機能の低下が懸念される状況にあった。

○そのような中、県は、課税自主権の活用の観点から、地方税の充実確保について幅広い視野で研究を行うことを目的に、平成11年に「鳥取県における地方税のあり方研究会」を設置。研究会からは、環境に関連した法定外税の創設の一つとして「森林保全及び水源かん養に係る法定外税」が提示された。

○この研究結果を踏まえ、県は具体的な税の仕組みについて県民意見を参考に検討した結果、森林の恩恵は県民全体が享受しており、広く薄く偏りのない負担により森林の保全を行い、みんなで守り育てる意識の醸成を図る必要があるとして、課税方式を県民税均等割への上乗せによることとし、平成17年4月から課税を開始した。

【創設時の税の仕組み】

項 目		概 要
趣旨・目的		すべての県民が享受している森林の公益的機能の発揮のため、森林環境の保全及び森林を守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てる。
課税方式		県民税均等割 超過課税方式
納税義務者		県民税均等割を納税する個人及び法人
税率	個人	年間300円
	法人	県民税均等割額の3%相当額 (資本金等の額に応じ、年間600円～24,000円)

○県民税はその使途が特定されない普通税であるため、そのままでは森林環境保全税に相当する税収を通常の県民税と区別できないことから、税の趣旨を県民に伝え、使途の明確化を図るという課題に対応するため、税に呼称をつけ基金に積立てることにより目的的な使途の管理を行う、という対応がとられた。

2 森林環境保全税の改正の経緯

- 第1期の最終年度である平成19年度には、間伐の遅れや荒廃竹林の増大などの課題解消が肝要として、県は、パブリックコメントや意見交換会等における県民意見を踏まえ、課税を継続するとともに、県民の生活を守るために特に重要な役割を果たす保安林の間伐推進及び生物多様性の低下等環境面に悪影響を及ぼす竹林の拡大防止を使途に追加し、使途の拡充に応じた税率の引き上げを行った。
- 県は、それ以後も、森林環境保全税の各期の適用期間の最終年度に、パブリックコメントや意見交換会等により聴取した県民からの意見を基に、使途を見直しながら、課税を継続してきた。

【改正の経緯】

区分	内 容
第1期 平成17年度～平成19年度	適用期間：3年 使途：強度間伐、荒廃地の条件整備、森林体験企画 税率：個人…年間300円、 法人…年率3%（資本金等の額に応じ、年間600円～24,000円）
第2期 平成20年度～平成24年度	適用期間：5年 使途の拡充：保安林・普通林の保全整備※、竹林の拡大防止と適正管理、森林景観対策、モザイク林造成等を追加 税率：個人…年額500円、 法人…年率5%（資本金等の額に応じ、年間1,000円～40,000円） ※条例の使途規定に「県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林を保全し、又は整備するための事業」を追加
第3期 平成25年度～平成29年度	適用期間：5年間 使途の拡充：補助率の変更、竹林対策の拡充 税率：据置き
第4期 平成30年度～令和4年度	適用期間：5年間 使途、税率：据置き

※間伐を更に推進するため、平成20年度から造林事業（国庫補助事業）等による保安林の間伐及び作業道整備に対し、森林環境保全税による上乗せ補助を開始した。また、平成17年の京都議定書の発効を受け、二酸化炭素吸収源としても間伐推進が求められるようになったため、平成24年度から普通林の間伐も上乗せ補助の対象としている。

3 現行の税の概要、税収の状況

(1) 現行の税の概要

○現行（第4期）の税の仕組みは次のとおりである。

ア 課税方式

県民税均等割 超過課税方式

イ 納税義務者

県民税均等割を納税する個人及び法人

ウ 税率（年額）

個人 500円

法人 県民税均等割額の5%（資本金等の額に応じ、年間1,000円～40,000円）

【県民税均等割の税率】

区分		標準税率	森林環境保全税	計
個人		* ¹ 1,500円	500円	2,000円
* ² 法人	1千万円以下	20,000円	1,000円	21,000円
	1千万円超1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
	1億円超10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
	10億円超50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
	50億円超	800,000円	40,000円	840,000円

*1 平成26年度から令和5年度までの間、防災・減災施策の財源とするため、個人住民税の均等割額に1,000円（うち個人県民税500円、個人市町村民税500円）が上乗せされている。

令和6年度以降は、個人住民税と併せて森林環境税（国税）1,000円が課税される予定。

*2 資本金等の額に応じて課税。

エ 課税期間

平成30年度から令和4年度まで

(2) 税収の状況

○森林環境保全税の税収は、平成 17 年度から令和 4 年度までの 18 年間で、約 29 億円と見込まれる。

【税収の推移】

(単位：百万円)

年度	第 1 期 (H17-H19)	第 2 期 (H20-H24)	第 3 期 (H25-H29)	第 4 期					合計 (H17-R4)
				H30	R1	R2	R3	R4 [※]	
個人	251	707	700	138	139	139	139	138	2,351
法人	51	171	185	37	37	38	37	37	593
計	302	878	885	175	176	177	176	175	2,944

※R 4 は、当初予算額に基づく見込額

○他の税収と区分するため、基金に積み立て、本税の趣旨に沿った使途に限り活用している。基金取崩額（使途事業への充当額）は、平成 17 年度から令和 4 年度までの 18 年間で約 26 億円と見込まれる。また、災害等により事業執行が計画を下回った年が続いた影響等により、令和 4 年度末時点の基金残高は約 2.8 億円になると見込まれる。

【鳥取県森林環境保全基金の状況】

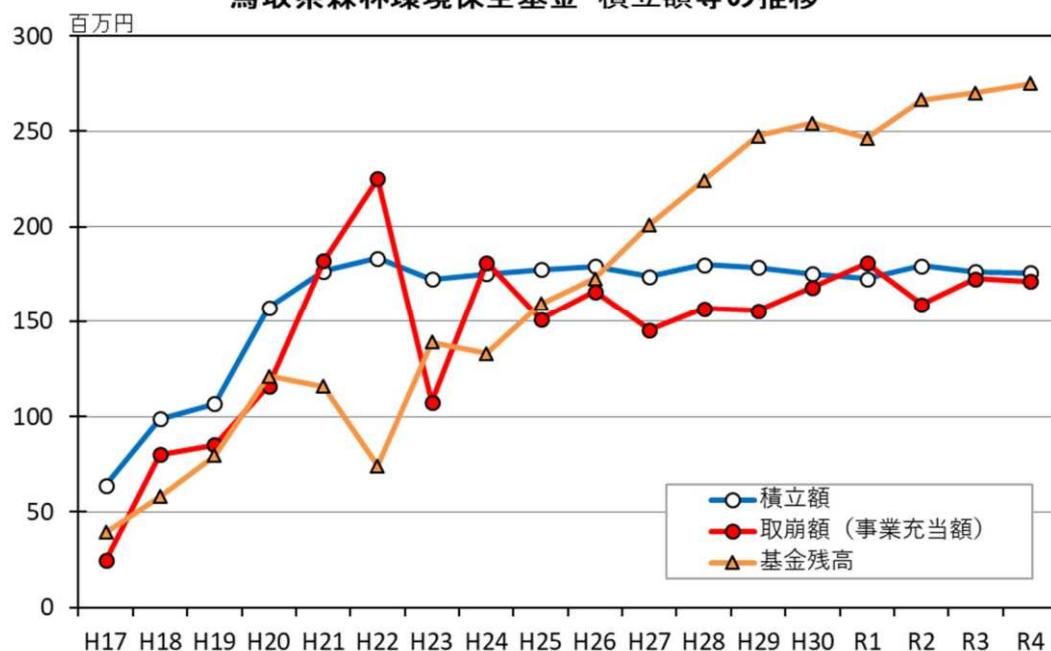
(単位：百万円)

年度	第 1 期 (H17-H19)	第 2 期 (H20-H24)	第 3 期 (H25-H29)	第 4 期					合計 (H17-R4)
				H30	R1	R2	R3	R4 [※]	
積立額	269	866	890	175	173	180	177	176	2,905
取崩額	190	812	775	168	181	160	173	171	2,630
基金残高	79	133	247	254	246	267	270	275	275

※R 4 は、当初予算額に基づく見込額

※決算額確定前に基金に積み立てる必要があるため、税収と積立額は一致しない。

鳥取県森林環境保全基金 積立額等の推移



(3) 税収の使途

○森林環境保全税の税収は、税の趣旨を踏まえ、森林の持つ公益的機能の発揮のための森林整備及び森林を守り育てる意識の醸成に資する施策に要する費用に充てられている。

○県の林業施策は、木材利用の促進や人材育成等多岐にわたるが、その中でも、人工林の間伐や竹林対策に関する施策は、放置すると土壌の保水能力、水質浄化能力や土砂崩壊防止能力等の低下が生じ、また、生物の多様性が損なわれるなど、県民の暮らしに与える影響が大きいことから、特に一定期間継続して、安定した財源により確実に推進していく必要があるものとして、森林環境保全税を活用してきた。

【林業関係予算における森林環境保全税の位置付け（令和3年度当初予算）】

施策分類	(百万円) 予算額	財源構成				
		国庫	一般財源	保全税	譲与税	その他
林道事業・災害復旧	1,705	63%	10%			27%
治山事業	75	21%	54%			25%
造林事業						
間伐、保安林内作業道、竹林林種転換 (保全税上乗せ)	480	65%	22%	13%		
それ以外	512	49%	13%			38%
作業道等の整備推進						
保安林内作業道(保全税上乗せ)	18		63%	37%		
それ以外	492	89%	11%			
竹林整備事業、森林景観対策、 県民参加の森づくり、普及啓発等	84			100%		
間伐材の搬出促進	647		100%			
森林経営管理制度の推進	19				63%	37%
機械化・スマート化(データ整備等)	259	81%	14%		5%	
担い手確保・人材育成	163	31%	47%		12%	10%
木材の利用促進	41	27%	18%		55%	
皆伐再造林の推進(森林の若返り)	49	13%	62%		24%	
森林病害虫対策	187	16%	76%		8%	
特用林産物(きのこ等)	210	88%	12%			
その他	1,875	6%	68%			26%
予算額 総計 (百万円)	6,817	2,685	2,690	152	94	1,196
	100%	39%	39%	2%	1%	18%

※保全税：森林環境保全税、譲与税：森林環境譲与税

4 森林環境保全税を活用した事業の実績と課題

(1) 使途事業の実績と成果

○森林環境保全税を活用した事業（使途事業）の一覧と、平成 17 年度から令和 3 年度までの 17 年間の実績は下表のとおりである。

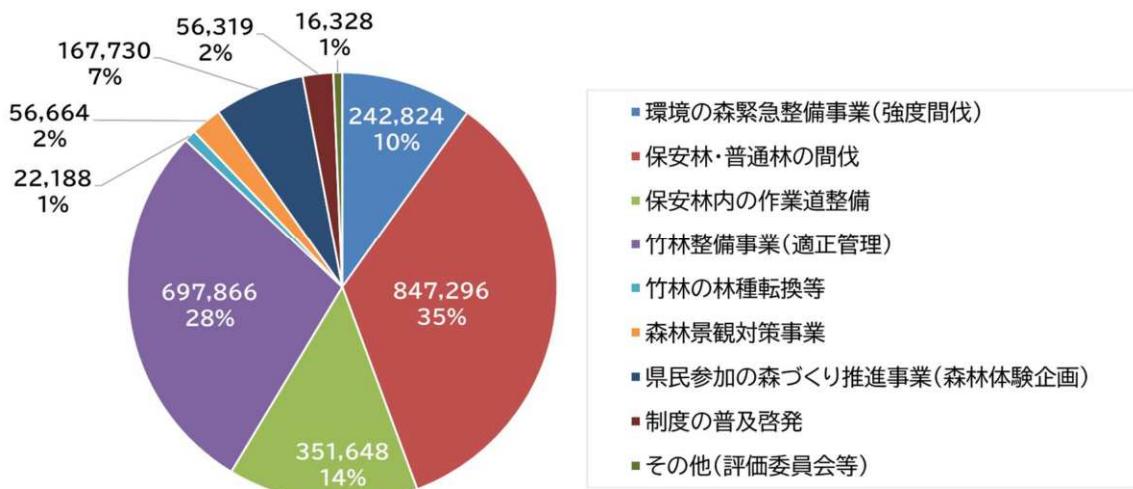
○手入れが必要な人工林の間伐や作業道整備、放置された竹林の解消、県民参加型の森林体験活動の支援等を実施してきた結果、間伐の着実な実施、竹林面積の拡大の抑止、森づくりへの多数の県民の参加など、大きな効果が得られてきている。

【使途事業の実績】

区分	使途事業	事業量	税充当額 (割合)
公益的機能の発揮のための森林整備	とっとり環境の森緊急整備事業 県が所有者に代わり行う人工林の強度間伐、荒廃地の条件整備	1,058 ha	243 百万円 (9.9%)
	間伐推進 保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐の支援	16,102 ha	847 百万円 (34.5%)
	保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備の支援	995,327 m	352 百万円 (14.3%)
	竹林対策 竹林整備事業（竹林の適正管理） 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹搬出の支援	242 ha	698 百万円 (28.4%)
	竹林の林種転換及び保育（除伐）への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹駆除の支援	276 ha	22 百万円 (0.9%)
	森林景観対策事業 国立公園等の景観の向上を図るための枯死木伐採等の支援	1,549 ha	57 百万円 (2.3%)
	モザイク林造成への上乗せ補助 モザイク林造成のための小規模皆伐に係る再造林の支援	—	—
意守識り森の育林醸てを成る	とっとり県民参加の森づくり推進事業 森林を守る意識を高めるための森林体験企画実施の支援	企画数 323 件 参加者数 80,197 人	168 百万円 (6.8%)
	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知（各種広報）	新聞広告、 フォーラム等で広報	56 百万円 (2.3%)
その他	評価委員会等	—	16 百万円 (0.7%)

(計 24.6 億円)

税充当額 (H17~R3) (単位:千円)



(2) 使途事業別の成果と課題

○森林の公益的機能の維持・発揮に加え、持続可能な循環型社会の推進や森づくりへの県民参加が図られるなどの効果が得られた一方で、第4期までの事業実績を検証した結果、次のような課題があった。

ア とっとり環境の森緊急整備事業

成果	・奥地等で条件が不利なため手入れが遅れた森林について、森林所有者に代わって間伐を行い、下層植生の回復と森林機能の維持・改善が図られた。
課題	・緊急に間伐が必要な箇所は第1期から第2期にかけて集中的に実施したことから、平成26年度以降事業実績がない。

イ 間伐推進（間伐及び作業道整備）

成果	・上乗せ補助による費用負担軽減により、森林所有者の間伐実施に対する意欲が維持され、手入れが必要な森林の間伐が進んだ（森林環境保全税による支援等の効果から間伐の進捗率は約6割まで伸びた）。
課題	・間伐を必要とする森林が依然として多く残っており、今後も継続して確実に間伐を実施していくことが必要である。

ウ 竹林対策（竹林の適正管理及び林種転換等）

成果	・竹林対策が着実に実施され、放置竹林の適正管理や拡大防止が図られた。 ・伐採した竹を搬出し、竹炭やカキいかだ用の竹材等として利活用するなど、継続的に竹林を整備する取組が広がりつつある。
課題	・平成元年以降急激に拡大した県内の竹林は、平成20年度に森林環境保全税により竹林対策を開始して以来、面積の拡大が止まったが減少には至っていない。

エ 森林景観対策事業

成果	・国立公園等の観光地で、人目につく被害木の伐採が進み、重要な観光資源でもある自然景観の向上が図られている。
課題	・松くい虫やナラ枯れなど森林病害虫による枯死木が継続的に発生し、景観を阻害している。

オ とっとり県民参加の森づくり推進事業

成果	・この事業により、多くの県民が森林体験活動等に参加し、「森林をみんなで守る」意識の醸成が図られた。 ・ボランティア団体等による森林体験活動の企画・実施能力の向上や、活動の継続・継続的な実施、企画内容の充実に寄与している。
課題	・実施団体の減少傾向や固定化が続いていること、事業の先細りが懸念されている。

第2章 森林環境保全税を取り巻く環境変化と今後の取組について

1 鳥取県が目指す森林の姿と財政状況

○鳥取県では、すべての県民が広く享受する森林の公益的機能が十分に発揮されるよう、木材の生産・利用と環境保全の調和が取れた「多様で健全な森林づくり」を目指している（「とっとり森林・林業振興ビジョン」（令和3年3月策定）より）。

○森林環境保全税を活用した事業を始めとする各種施策により、県内の森林整備は大きく進んできたが、県が目指す森林の姿に近づけるには、間伐の遅れの解消や竹林面積の減少など、今後も取り組んでいくべき課題がある。

【主な課題】

●間伐推進

- ・森林環境保全税の創設以降、間伐が順調に進んできたが、進捗率は約6割。間伐の遅れの解消に向けて、引き続き推進が必要。

●竹林対策

- ・森林環境保全税による竹林対策の開始以降、竹林面積の急拡大は止まったが、減少には至っていない。対策を強化し、減少傾向に転じさせることが必要。

○県は、これまで全国に先駆けて職員給与の構造改革や定数削減、ネーミングライツなどによる財源確保の取組や徹底した事務事業見直しなどの行財政改革に取り組んできたものの、少子高齢化の進展などにより、この20年間における社会保障経費は国において2倍、本県で2.2倍と著しく増大するなど、国・県ともに厳しい財政状況にある。

また、本県の財政力指数は全国平均のおよそ半分であり、自主財源が極めて乏しい財政構造である。

○加えて、災害防止や地球温暖化対策等の観点から森林整備の役割はますます重要となっており、本県の森林整備関連予算は10年前の1.4倍に増大しているものの、地方交付税の算定基礎となる森林整備関連の基準財政需要額は増えておらず、財源確保の見通しは不透明な状況である。

○課題解消に向けた取組を一定期間継続し、確実に推進していくためには、年度ごとの財政需要により配分が不安定となる一般財源ではなく引き続き安定した財源の確保が必要である。

2 森林環境税（国税）及び森林環境譲与税の創設と森林環境保全税（県税）の関係

- 平成31年3月の「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」の成立により、国税である「森林環境税」と「森林環境譲与税」が創設された。森林環境譲与税は、令和元年度から地方公共団体に段階的に配分が開始されており、満額配分となる令和6年度以降は、県内市町村に全体で約6.2億円、県に約7千万円が毎年配分されることが見込まれている。
- 森林環境譲与税は、「森林経営管理制度」※に基づき、森林所有者に代わって市町村が行う森林整備等に必要な財源として創設されたものであるが、使途は幅広く活用が可能となっている。
- ※所有者による経営管理が困難な森林や所有者が不明な森林の増加を背景とし、森林の経営管理を市町村が行うことで森林の適切な管理を確保することを目的として、平成31年4月から導入された制度。
- 県が行った市町村へのアンケートでは、大部分の市町村が、森林環境譲与税創設の趣旨を踏まえ、市町村で新たに取り組む森林経営管理制度に基づいた森林の整備を主な使途と考えている。また、その整備に係る事業量は膨大であるとして、中長期的には国からの配分額を上回る財政需要があると見込んでいる。なお、県は、県への配分額を、同制度の推進センターの設置・運営や森林情報の整備・共有等の市町村が行う森林整備等の支援策に主に活用することとしている。
- このように森林環境譲与税は、林業経営に適さない森林において市町村が行う公的な森林整備の推進が主な役割であるのに対し、森林環境保全税は、林業経営が行われている森林等において森林所有者が行う間伐や竹林対策等の事業規模が大きな取組や、県民参加の森づくり活動等の広域的な取組の支援という役割を引き続き担うことにより、両税はそれぞれの役割を担うものと整理される。
- なお、森林環境保全税を活用し県が担ってきた役割を、森林環境譲与税の創設を契機に市町村に委ねることは、事業規模や財政支出の観点から困難であり、また、県と市町村の役割分担からも適当でないことから、両税を活用し県と市町村がそれぞれの役割を担いつつ、連携して森林の適切な管理に取り組んでいくことが重要である。

鳥取県の森林環境保全税(H17~)		国の森林環境税(R6~)	
○税額	個人 500円/年 法人 1,000~40,000円/年	○税額	個人 1,000円/年 (R6から徴収開始)
○収税額	約 1.8億円/年	○国からの配分額 (R6以降の見込額)	市町村 約 6.2億円/年(県内市町村の合計) 県 約 0.7億円/年(市町村の支援に使用)
○県の主な役割 「県民による森づくり」を支援 (森林所有者、ボランティア団体など 多様な主体による森づくりを支援)		○市町村の主な役割 「市町村による公的な森林整備」等を推進 (森林所有者による経営管理が困難な森林や、 所有者が不明な森林の管理)	
○主な使い道 ①保安林・普通林の間伐の支援 ②保安林内の作業道整備の支援 ③竹林整備(放置竹林対策)の支援 ④ボランティア団体等による 森林体験活動等の支援		○主な使い道 ①森林の整備 (管理放棄された森林の間伐など) ②森林整備を担う人材の育成・確保 ③木材の利用の促進 (公共施設の木造化など) ④森林に関する普及啓発	

3 課題解決に向けた取組と所要額

○これまでの使途事業の成果と課題、県と市町村の役割分担のあり方、市町村の意見等を踏まえ、使途事業を整理した上で、今後の取組に必要となる金額を試算した。

(1) 使途事業の見直しの方向性

○これまでの使途事業を前提として、その継続の必要性及び新たな施策の必要性について検討した。

ア 間伐推進（間伐及び作業道整備）

○森林環境保全税創設時からの課題である間伐の遅れの解消のため、現行事業を継続することには意義がある。

○今後の間伐必要面積は延べ約 4.3 万 ha^{*}であり、「とっとり森林・林業振興ビジョン」で掲げる目標に沿って間伐推進を継続すれば、令和 13 年度頃に間伐の遅れの解消が見込まれる。

※森林環境保全税が創設された平成 17 年当時の間伐必要面積から、森林経営管理制度に基づき市町村が森林環境譲与税で対応していく部分を除いた上で、平成 17 年度以降の間伐実施面積を差し引くことにより算出。

○一方、私有林（特に林業経営に適した人工林）の間伐に対し、県民が負担する超過課税を用いて森林所有者を支援することの妥当性について議論を行った。適切な間伐により水源のかん養や山地災害の防止など森林の公益的機能を維持・発揮することが目的であり、これにより森林の整備が進んできた実績を鑑みると、多くの場合間伐では収益が得られない現状においては、森林所有者の負担軽減のための支援は必要との評価に至った。

県民アンケートでも、私有林への支援について、森林の公益的機能を理由に賛成との回答が約 8 割を占めている。

イ 竹林対策（竹林の適正管理及び林種転換等）

○身近な地域の里山保全・整備等については、市町村が森林環境譲与税を活用して実施することが適當とする考え方もあるが、放置竹林の拡大防止は全県的な課題であり、事業規模も大きいため、一定の見直しを加えつつ、県による竹林対策を継続することには意義がある。

○支援対象を県民の生活に広く密接に関わる集落や、景観形成等に配慮する必要のある主要道路周辺のエリアに限定した上で、竹林面積を減少傾向に転じさせるため、エリア内では林種転換への支援を拡充することにより、竹林対策を強化・継続する。

※支援対象エリアの見直しは、「県民の生活を守るために特に重要な役割を果たしている森林の保全・整備」という鳥取県税条例で定められた本税の使途を踏まえたもの。

※竹林面積の減少に向け、竹林対策実施面積をこれまでの約 1.25 倍とし、純増分について積極的に林種転換を進める目標設定を検討する（年平均約 60ha × 1.25 = 75ha）。

ウ 森林景観対策

○荒廃が進み手入れが必要な森林の整備については、市町村が森林環境譲与税を活用して実施することとされている。現行では県から市町村に対し、本税を活用した補助事業として推進してきたが、国からの森林環境譲与税との使途の重複を回避とともに森林景観対策における県・市町村の関与のあり方を見直したうえで、景観の回復・向上を図る上で特に重要なものに限り県直営で実施する事業とする。

エ とっとり県民参加の森づくり推進事業

○県民が森林保全に直接参加する機会を提供している本事業を今後も継続的に実施し、県民参加の推進を図るため、実施団体の新規参入促進に向けた要件緩和や事業の拡充を行う。

【使途事業の整理】

区分	現行の使途事業		見直し内容・理由	
公益的機能の発揮のための森林整備	間伐推進	保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐の支援	継続	・間伐の遅れの解消のために必要
		保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備の支援		
	竹林対策	竹林整備事業（竹林の適正管理） 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹搬出の支援	一部見直し	・対象とする竹林のエリアを限定 ・事業実施主体から市町村を削除
		竹林の林種転換・保育（除伐）への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹駆除の支援		・対象とする竹林のエリアを限定 ・林種転換の推進のためエリア内では支援を拡充
	森林景観対策事業 市町村が行う国立公園等の景観の向上を図るための枯死木伐採等の支援		一部見直し	・景観の回復・向上を図る上で特に重要なものに限り県直営事業として見直し
	とっとり県民参加の森づくり推進事業 森林を守る意識を高めるための森林体験企画実施の支援			・県民参加の推進のため、新たな担い手の参入促進に向けた要件緩和・拡充
意守識り森の育林醸て成る	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知（各種広報）		継続	・森林保全の取組とそれに活用される税の周知のために必要
	とっとり環境の森緊急整備事業 県が所有者に代わって行う人工林の強度間伐、荒廃地の条件整備		廃止	・必要な箇所は初期に実施済みであり事業完了
	モザイク林造成への上乗せ補助 モザイク林造成のための小規模皆伐に係る再造林の支援			・別事業の活用が進んでいるため廃止

（2）今後の取組の所要額

○令和 13 年度に間伐の遅れを解消することを目標に、県が目指すべき森林の姿の実現に向け使途事業を実施するには、県は年間 1.9 億円～2.2 億円程度の財源が必要と試算している。また、基金残高を解消しつつ事業費に充当していく場合でも、年間 1.8 億円程度の財源が必要と試算している。

※所要額の試算は資料編 P. 7 参照。

4 県民アンケートの結果概要

- 令和4年6月に実施した森林環境保全税に関する県民アンケートでは、本税についての認知度ならびに税の継続やその使途について意見をきいた。今後も森林環境保全税を負担することに「賛成」または「どちらかと言えば賛成」との回答が約8割を占めた。また、適当と考える負担額は年間500円との回答が約7割であった。
- 賛成意見が多かった一方で、森林環境保全税のことを「知らない」との回答が約6割あり、森林を県民全体で守り育てるという本税の趣旨に照らし、認知度の向上が課題である。
- その使途については、間伐・作業道整備と竹林対策を優先すべきとの回答が多く、概ね現行の使途についての理解が得られるとともに、人材育成などへの活用を求める回答割合も比較的高い傾向にあった。

【調査概要】

実施期間 令和4年6月3日（金）から6月13日（月）まで
対象 県政参画電子アンケート会員 697名
回答者数 442名（回答率63.4%）

【主な集計結果】

- 森林環境保全税を「知らない」 …64%
- 今後も森林環境保全税を負担することに「賛成」「どちらかと言えば賛成」 …81%
- 賛成する理由
 - ・森林の保全・整備は長期的・継続的に取り組むべき …72%
 - ・森林の公益的機能の恩恵はすべての県民が受けているから …51%
 - ・手入れが必要な森林や放置竹林がまだ多く残っている …41%
 - ・年額500円であれば負担できる …30% 等
- 適当と考える森林環境保全税の負担額
 - ・年間500円 …66%
- 優先すべき使い道
 - ・間伐・作業道整備 …48%
 - ・竹林の手入れや林種転換 …44%
 - ・森林整備の担い手の人材育成 …34%
 - ・皆伐・再造林（森林の若返り） …34% 等
- 森林環境保全税による私有林への支援
 - ・森林の公益的機能を理由に賛成 …76%

第3章 令和5年度以降の森林環境保全税の基本的方向（提言）

1 制度の基本的方向

- ◎森林環境保全税を継続することが有効である。
- 県は、森林環境保全税を活用し森林づくりに取り組んできた結果、間伐や作業道整備の着実な実施、竹林面積の拡大の抑止、森づくりへの多数の県民の参加など、大きな効果が得られてきている。
- 国において森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、配分が開始されたが、県内市町村の大半は森林環境譲与税を市町村が行う公的な森林整備に優先的に使う考え方であり、森林所有者が行う間伐や竹林対策の支援等の事業規模が大きな取組や県民参加の森づくりなど広域的な取組は、引き続き県が担っていく必要がある。
- また、県が目指す森林の姿を実現するためには、間伐の遅れの解消や竹林面積の減少など次年度以降も取り組んでいかなければならない施策があり、一定期間継続して確実に推進するためには、引き続き安定した財源の確保が必要である。
- 県民アンケートでも、森林の保全や整備は長期的で継続的な取組が必要として、今後も森林をすべての県民で守り育てる取組に対し税を負担することに賛成またはどちらかと言えば賛成との意見が多く寄せられている。
- 本税は、すべての県民が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に發揮させるため、県民の皆様と森林を守り育てていく仕組みとして大変重要であり、今後も継続が有効である。

2 税の概要

（1）税率

- ◎個人：500円、法人：県民税均等割額の5%

○県は、間伐解消の目標である令和13年度までの9年間に必要な事業費として単年度で約2億円、9年間で約18億円を見込んでいる。現行の税率の維持と基金残高の解消により、必要な事業費は確保できると予想されることから、引き続き現行の税率（個人…年額500円、法人…年率5%）を継続するのが適当である。

○県民アンケートでも、約7割の方が現状と同じ年額500円でよいと回答している。

（2）適用期間

- ◎令和5年度から令和9年度までの5年間

○森林の保全及び森林を県民で守り育てる意識の醸成という政策目標を達成するためのものであるため、一定期間を経た段階で効果を検証し、制度の見直しを検討することが必要である。

○森林保全のための施策は、その効果が現れるまである程度長い期間を要するが、事業の進捗状況や社会・経済情勢等の変化を踏まえて評価する必要があるため、5年間が適当である。

(3) 名称

◎森林環境税（国税）との混同を避け、認知度を高めるためにも、より親しみやすく、県民参加の森づくりをイメージしやすい名称への変更が望ましい。

3 森林環境保全税を活用する事業

○県が目指す森林の姿の実現に向けて、本税を活用して次の事業を実施していくことが有効である。

【使途事業一覧】

区分	使途事業
公益的 森林の 整備の ための	保安林・普通林の間伐への上乗せ補助 森林所有者が行う間伐の支援
	保安林内の作業道整備への上乗せ補助 森林所有者が行う保安林内の作業道整備の支援
	竹林整備事業（竹林の適正管理） 竹林の抜き伐り・皆伐、管理道等の開設、伐採竹搬出の支援
意守 識り森 の育林 釀てを 成る	竹林の林種転換及び保育（除伐）への上乗せ補助 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹駆除の支援
	森林景観対策事業 国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等
	とっとり県民参加の森づくり推進事業 森林を守る意識を高めるための森林体験企画実施の支援
	制度の普及啓発 税の目的、仕組み、使途事業などの県民周知（各種広報）

森林の公益的な機能※が持続的に発揮される「多様で健全な森林づくりを目指して

※ 水源かん養 山地災害防止 二酸化炭素吸収 生物多様性保全 など



4 森林環境保全税の存続に当たり対応すべき点

○本検討会では、これまでの森林環境保全税の取組の実績とその効果を検証するとともに、森林環境譲与税との関係性を踏まえた本税の必要性について検討してきたところであるが、引き続き本税を存続するに当たり、県は以下の点に取り組んでいく必要がある。

(1) 森林環境保全税の認知度の向上

○森林環境保全税は、森林を守り育てる意識の醸成を一つの政策目標に掲げ、県民の理解と協力のもとに継続してきた税であり、存続に当たっては県民の認知度向上が重要課題である。本税の仕組みや取組に関するPR等のあらゆる機会を捉えて、すべての県民が納税を通じて森林を守り育てる役割を担っている、という意識の醸成が図られるよう引き続き努めるべきである。

(2) 県民参加の推進

○県は、「とっとり県民参加の森づくり推進事業」において、森林ボランティア団体等が行う森林体験活動等を支援することにより、県民の森林保全に対する意識醸成や税の認知度向上を図ってきたところであり、これまでに延べ8万人もの県民が参加してきた。

○一方で、近年、活動を実施する団体の固定化や減少傾向が見られることから、民間事業者やNPO等と集落との連携も視野に、新たに活動に参入する団体の掘り起こしや事業の拡充を図り、県民が継続して参加できる活動を展開していくことが必要である。併せて、参加者に対し、事業成果の公表も含め、本税の意義等を周知することが、認知度向上や森林保全意識の醸成に、より効果的である。

(3) 森林環境譲与税との関係性の説明

○令和6年度から個人住民税と併せて徴収されることが予定されている森林環境税（国税）と、先行して令和元年度より県及び市町村に配分されている森林環境譲与税については、県民に対して、その制度や使途を、市町村と連携のうえ丁寧に説明し、周知を図ることが必要である。

○なお、県民への説明に当たっては森林環境税及び森林環境譲与税と森林環境保全税の各税の意義や使途整理について、都市部に住む方を含め、県民に分かりやすいよう整理し、県民の理解を深める工夫が肝要である。

(4) 成果の公表の強化

○県は、これまで森林環境保全税の実施状況や成果について、適用期間終了の際にとりまとめ、HP等で公表してきたものの、今後も県民の理解と協力を得るためにには、本税の認知度が低いことも踏まえ、公表のあり方を工夫する必要がある。適用期間の終了を待つことなく、適宜、成果が視覚的に伝わるような写真の提示や現地視察の実施など、公益的機能の発揮についての検証を含め、本税による成果の公表を強化することが必要である。

(5) 市町村との意見調整及び県民理解への取組

○あるべき森林の姿を目指して、森林環境保全税を活用し事業を実施するに当たっては、引き続き市町村と調整・連携を行いつつ十分に内容を検討し、広く県民の理解が得られるように努めることが必要である。

おわりに

- 本検討会では、令和4年3月から全4回にわたり、森林環境保全税の存続・廃止を含めた今後のあり方について討議を行ってきた。
- 県民アンケートやパブリックコメント、森林組合や市町村の考え方など、幅広い意見を勘案しつつ慎重に検討を進めてきた結果、公益的な機能が持続的に発揮される森林づくりの実現には、今後も森林環境保全税を継続することが有効との意見をとりまとめたところである。
- なお、今後も税の適用期間が終了を迎える節目には、事業の進捗状況や鳥取県の森林の状況、森林を取り巻く環境の変化等を踏まえ、これまでの事業の成果を評価するとともに、引き続き継続が妥当か否かを検証し、必要に応じて制度の見直しを図っていくことが、税の透明性の確保の観点からも重要であることを申し添えたい。
- 本税の活用により、森林の保全活動が今後も着実に進み、鳥取の森林がより一層素晴らしい県民の財産となることを祈ってやまない。

令和4年10月

鳥取県森林環境保全税のあり方検討会

検討会委員名簿

委員区分	氏名	所属・職名	備考
学識者	沼尾 波子	東洋大学国際学部教授	座長
	荒田 鉄二	公立鳥取環境大学環境学部教授	
納税者代表	下浦 友紀	税理士	
市町村代表	辻 佳枝	米子市総務部長	～R4. 3. 31
	永瀬 良太	米子市総務部長	R4. 4. 1～
	矢部 整	智頭町副町長	
県	西尾 浩一	鳥取県総務部長	～R4. 3. 31
	松田 繁	鳥取県総務部長	R4. 4. 1～

検討会開催経緯

第1回検討会（令和4年3月28日）

主な検討事項

- ・森林環境保全税のこれまでの事業実績及び事業効果等の検証・評価
- ・森林環境税の創設を踏まえた両税の関係性の整理
- ・森林環境保全税により取り組むべき財政需要

第2回検討会（令和4年7月1日）

主な検討事項

- ・第1回検討会における委員意見を踏まえた対応方針の提示
- ・6月に実施した県民アンケート等の結果を踏まえた今後のあり方

県内森林の現地視察（令和4年7月8日）

主な内容

- ・現地視察：間伐実施・未実施林、保安林・普通林、竹林からクヌギ林への林種転換施業地等
- ・室内協議：民間事業者による竹林整備及び竹材利用、町による森林環境譲与税等の活用

第3回検討会（令和4年8月31日）

主な検討事項

- ・第2回検討会における委員意見を踏まえた対応方針の提示
- ・森林環境保全税の存続の要否
- ・検討会報告書（骨子）（案）の提示

第4回検討会（令和4年10月14日）

主な検討事項

- ・パブリックコメントの結果報告
- ・検討会報告書のとりまとめ

資料編

目次

- 鳥取県森林環境保全基金の状況及び使途実績（令和4年5月末現在） 1
- 森林環境譲与税配分額推移 3
- 森林環境譲与税に係る今後の財政需要の試算 5
- 今後の間伐必要面積と完了見込時期の算出 6
- 今後の取組の所要額の試算 7
- 「森林環境保全税」に関する県民アンケートの結果概要 8

鳥取県森林環境保全基金の状況及び使途実績（令和4年5月末現在）

1 鳥取県森林環境保全基金の状況

区分	基金積立額				基金取崩額 (事業充当額)
	当年度積立	前年度残額	運用益等	計	
平成17年度	63,892	—	—	63,892	24,598
平成18年度	98,671	39,294	19	137,984	80,019
平成19年度	106,460	57,965	158	164,583	85,086
平成20年度	156,834	79,497	750	237,081	116,016
平成21年度	175,998	121,065	807	297,870	182,073
平成22年度	183,337	115,797	261	299,395	225,286
平成23年度	172,428	74,109	191	246,728	107,681
平成24年度	175,046	139,047	305	314,398	181,196
平成25年度	177,189	133,202	313	310,704	151,334
平成26年度	179,281	159,371	134	338,786	166,031
平成27年度	173,893	172,756	98	346,747	145,510
平成28年度	179,940	201,236	56	381,232	156,930
平成29年度	178,695	224,303	72	403,070	155,626
平成30年度	175,271	247,444	103	422,818	168,361
令和元年度	172,819	254,458	36	427,313	180,970
令和2年度	179,509	246,345	4	425,858	159,295
令和3年度	176,222	266,564	306	443,092	172,852
					基金残高 270,240

※平成20年度以降の取崩額は、前年度から当年度へ繰り越した事業費分を含む。前年度残額は、端数調整している。

※平成29年度以降の運用益額等には、補助事業に係る返還金を含む。

3 使途事業の実績

区分	とつり環境の森緊急整備事業				保安林等の保全・整備												合計	
	強度間伐		荒廃地の条件整備		造林事業上乗せ (保安林・間伐)		造林事業上乗せ (普通林・間伐)		造林事業上乗せ 間伐小計		造林事業上乗せ (保安林・作業道)		森づくり作業道事 業上乗せ		保安林内作業道 上乗せ小計			
	箇所数	面積	税充当額	箇所数	税充当額	面積	税充当額	面積	税充当額	面積	税充当額	延長	税充当額	延長	税充当額	延長	税充当額	
平成17年度	8	82	16,426	—	—													
平成18年度	43	307	60,091	2	8,301													
平成19年度	36	354	76,760	1	597													
平成20年度	22	179	37,354	—	—	627	37,096			627	37,096	15,135	7,263	13,444	10,453	28,579	17,716	54,812
平成21年度	8	58	14,805	—	—	1,400	65,937			1,400	65,937	28,569	12,477	10,377	7,698	38,946	20,175	86,112
平成22年度	5	51	19,605	—	—	876	62,988			876	62,988	39,000	19,196	14,008	8,739	53,008	27,935	90,923
平成23年度	1	12	2,787	—	—	861	31,586			861	31,586	59,982	7,481	14,281	6,870	74,263	14,351	45,937
平成24年度	3	11	3,714	—	—	640	46,785	149	7,707	789	54,492	59,504	16,388	13,617	7,087	73,121	23,475	77,967
平成25年度	—	—	—	—	—	394	36,614	267	15,846	661	52,460	42,417	13,883	10,037	6,562	52,454	20,445	72,905
平成26年度	1	4	2,384	—	—	594	42,042	572	24,314	1,166	66,356	68,625	18,343	10,344	6,954	78,969	25,297	91,653
平成27年度	—	—	—	—	—	476	29,390	703	27,564	1,179	56,954	58,162	13,942	8,549	6,088	66,711	20,030	76,984
平成28年度	—	—	—	—	—	557	38,369	723	29,177	1,280	67,546	52,821	13,944	11,195	8,093	64,016	22,037	89,583
平成29年度	—	—	—	—	—	612	34,702	772	25,659	1,384	60,361	79,045	23,312	10,957	6,747	90,002	30,059	90,420
平成30年度	—	—	—	—	—	786	48,128	943	30,885	1,729	79,013	68,649	20,986	9,084	5,899	77,733	26,885	105,898
令和元年度	—	—	—	—	—	782	50,645	803	32,074	1,585	82,719	91,510	27,877	10,057	6,825	101,567	34,702	117,421
令和2年度	—	—	—	—	—	551	36,657	710	26,317	1,261	62,974	78,622	24,106	10,657	6,852	89,279	30,958	93,932
令和3年度	—	—	—	—	—	651	43,672	653	23,142	1,304	66,814	96,897	31,289	9,782	6,294	106,679	37,583	104,397
合計	127	1,058	233,926	3	8,898	9,807	604,611	6,295	242,685	16,102	847,296	838,938	250,487	156,389	101,161	995,327	351,648	1,198,944
税充当額割合(R3)			—		—		25.3%		13.4%		38.7%		18.1%		3.6%		21.7%	60.4%
税充当額割合(合計)			9.5%		0.4%		24.6%		9.9%		34.5%		10.2%		4.1%		14.3%	48.8%

2 用途事業の内容

とっとり環境の森 緊急整備事業	【強度間伐】県が、放置された森林において伐採率の高い(30~50%)間伐を実施し、針広混交林化へ誘導 【荒廃地の条件整備】荒廃地において、県が行う林地保全及び植生回復のための整備
間伐推進	森林所有者等が実施する保安林の間伐および作業道整備ならびに普通林の間伐を支援 (国の造林事業および県独自の森づくり作業道整備事業に上乗せ補助し、森林所有者負担を軽減)
竹林対策	放置竹林の抜き伐り・皆伐、管理道・アクセス道開設、伐採竹の搬出を支援(竹林整備事業) 竹林の伐採・植林、人工林への侵入竹の駆除を支援(造林事業に上乗せ補助し、森林所有者負担を軽減)
森林景観対策事業	市町村が実施する、国立公園等の景観の向上を図るための枯死木の伐採等を支援
(作業道災害復旧対策)	(平成23年9月の台風12号により被災した作業道の復旧に要する経費を支援)
とっとり県民参加の 森づくり推進事業	NPOやボランティア団体などが実施する森づくりへの参加を促す森林体験企画等を支援
制度の普及啓発	税の仕組み、用途事業などの県民周知(各種広報、森林環境フォーラム・竹林フォーラムの開催など)
森林環境保全税 関連事業評価委員会	森林体験企画の審査、事業検証など

(単位:面積ha、延長m、金額千円)

竹林対策		造林事業 上乗せ		計		森林景観対策		作業道 災害復旧対策		とっとり県民参加の森づくり 推進事業			制度の 普及 啓発	事業 評価 委員会 経費	税充当額 合計
面積	税充当額	面積	税充当額	面積	税充当額	面積	税充当額	延長	税充当額	企画数	参加者数	税充当額			
										13	3,030	7,873		299	24,598
										20	10,058	11,291		336	80,019
										13	2,604	7,426		303	85,086
5	9,139	12	1,446	17	10,585					19	2,895	8,500	4,082	683	116,016
20	51,702	30	3,366	50	55,068	10	7,499			26	4,432	12,849	4,990	750	182,073
30	86,211	59	4,889	89	91,100	0	446			32	8,161	18,564	4,195	453	225,286
14	32,572	98	3,941	112	36,513	28	6,166			28	5,903	15,709	202	367	107,681
27	64,442	22	5,323	49	69,765	31	4,810	9,967	8,894	23	3,781	11,906	3,755	385	181,196
22	59,263	14	358	36	59,621	22	4,563	—	—	19	3,218	9,906	3,935	403	151,333
19	53,771	5	88	24	53,859	31	4,794	—	—	20	3,840	8,766	4,133	442	166,031
17	50,986	1	30	18	51,016	87	4,868	—	—	16	4,345	8,233	3,936	473	145,510
17	48,387	5	182	21	48,569	129	5,077	—	—	20	6,092	9,073	4,198	430	156,930
16	43,084	0	2	17	43,086	1,100	6,757	—	—	19	5,934	8,958	5,887	518	155,626
15	45,447	1	16	16	45,463	108	2,748	—	—	14	5,450	7,030	6,855	367	168,361
12	45,519	12	448	24	45,967	1	1,763	—	—	15	4,105	8,326	7,068	425	180,970
15	51,923	7	1,118	22	53,041	1	3,473	—	—	13	3,773	6,865	1,662	322	159,295
14	55,420	10	981	23	56,401	0	3,700	—	—	13	2,576	6,455	1,421	478	172,852
242	697,866	276	22,188	518	720,054	1,549	56,664	9,967	8,894	323	80,197	167,730	56,319	7,434	2,458,863
32.1%		0.6%		32.6%		2.1%		—				3.7%	0.8%	0.3%	100.0%
28.4%		0.9%		29.3%		2.3%		0.4%				6.8%	2.3%	0.3%	100.0%

森林環境譲与税配分額推移 (R4年9月更新)

(単位：百万円)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4~5年度	R6年度~
鳥取市	35.7	75.8	74.4	98.9	121.4
岩美町	3.3	7.1	7.2	9.4	11.6
八頭町	13.3	28.3	27.8	35.2	43.1
若桜町	10.8	22.9	23.0	29.6	36.3
智頭町	24.5	52.0	52.2	67.2	82.5
倉吉市	14.0	29.8	29.8	37.0	45.4
湯梨浜町	2.3	4.8	4.8	6.0	7.4
三朝町	8.3	17.6	18.0	23.9	29.3
北栄町	1.9	4.1	4.1	5.4	6.6
琴浦町	4.7	9.9	9.9	12.7	15.5
米子市	7.8	16.7	16.7	22.3	27.3
境港市	1.6	3.4	3.4	4.2	5.2
南部町	4.3	9.2	11.1	14.3	17.5
伯耆町	4.1	8.7	8.6	11.2	13.8
日吉津村	0.1	0.3	0.3	0.4	0.5
大山町	5.7	12.0	12.0	14.2	17.4
日南町	26.8	57.0	57.2	74.3	91.2
日野町	11.7	24.9	25.0	30.5	37.5
江府町	4.6	9.8	9.0	11.9	14.6
市町村計	185.6	394.4	394.4	508.6	624.2
県	46.4	69.6	69.6	69.4	69.4
県 + 市町村	232.0	464.0	464.0	577.9	693.5

注 R1~3年度は配分実績額、R4年度以降は試算額

(試算方法：R4-5はR4年9月期配分額の2倍、R6はR4-5配分額に全市町村の増額比率（540/440）を乗じる)

<参考>全国の配分額

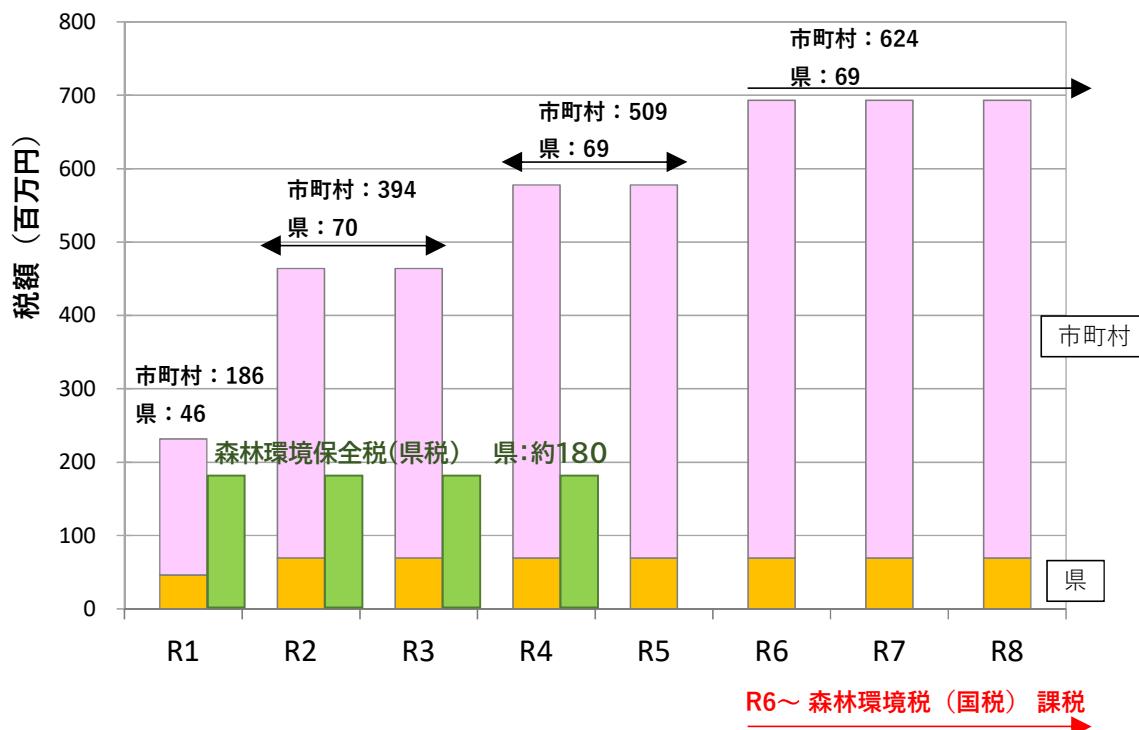
(単位：億円)

	R1年度	R2年度	R3年度	R4~5年度	R6年度~
譲与額	200	400	400	500	600
市町村	160	340	340	440	540
県	40	60	60	60	60
市町村：県の割合	80:20	85:15	85:15	88:12	90:10

【譲与基準】



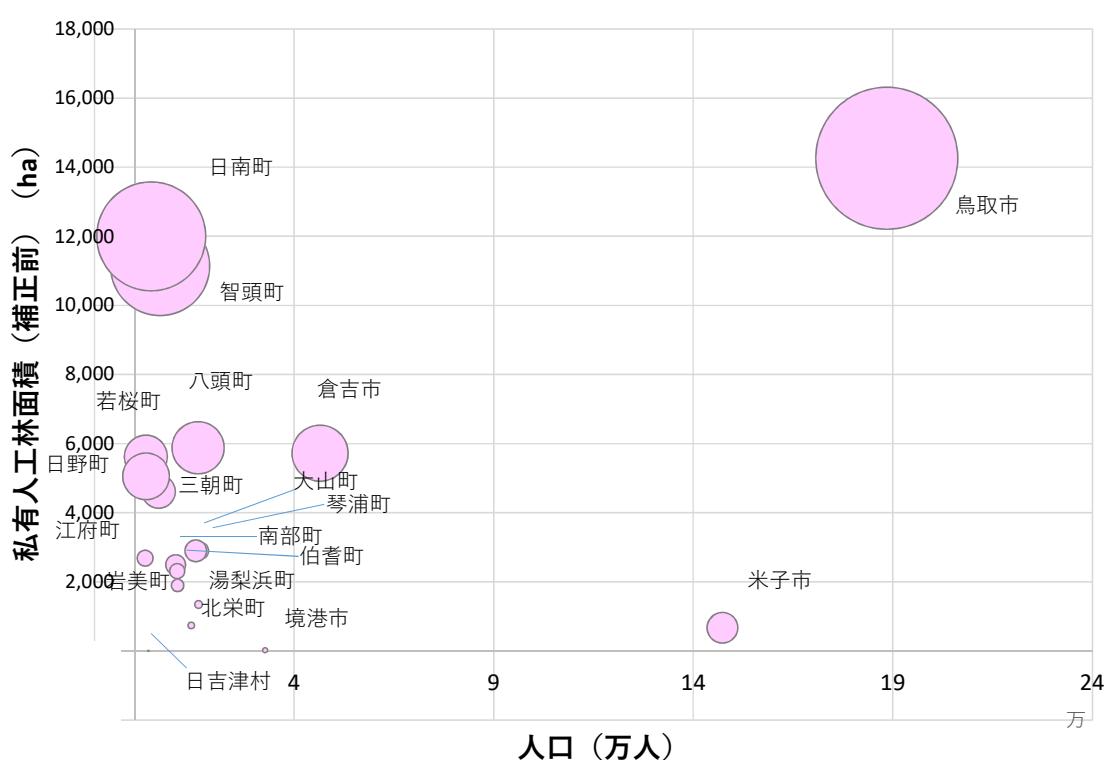
■森林環境譲与税（国税）の配分額の推移



■各市町村の人口及び森林面積とR3譲与額の関係

※円の大きさは譲与額を表す。

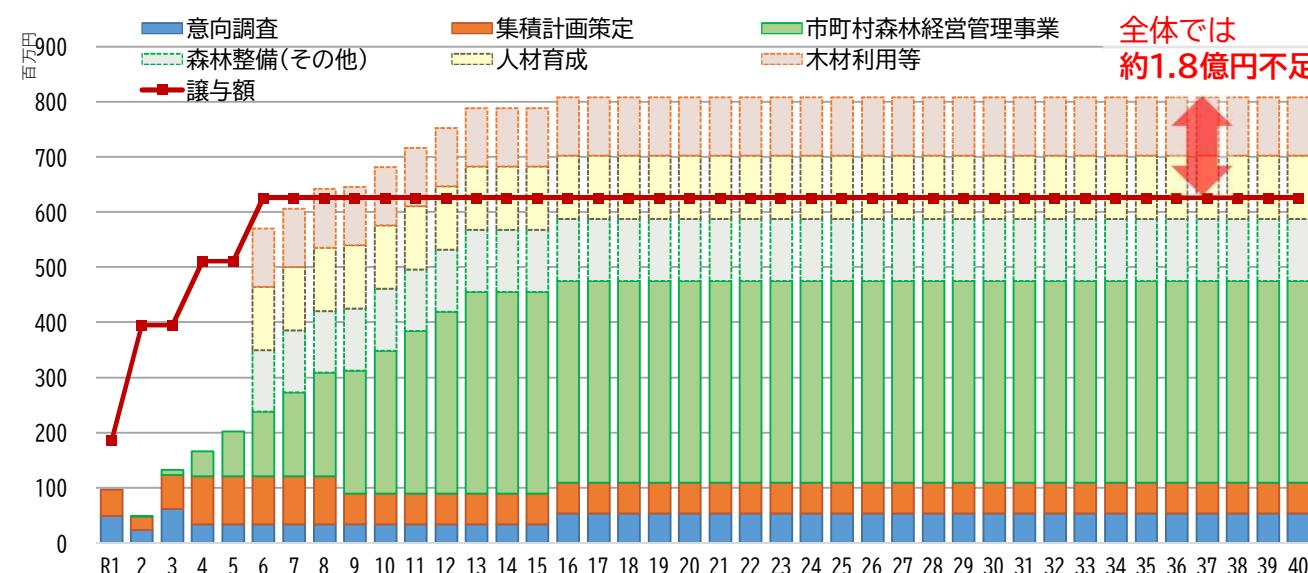
※人口及び私有人工林面積は令和3年度3月期譲与額算定基礎の数値。また私有人工林面積は補正前の数値。



森林環境譲与税に係る今後の財政需要の試算

- 県内の市町村に配分される森林環境譲与税(R6以降 約6.2億円/年)に係る財政需要について、県で試算を行った。(現時点では精度の高い試算は困難であり、一定の仮定の下で算出したもの)
- その結果、中長期的には、森林経営管理制度による森林整備に約4.7億円/年、人材育成・木材利用等も含めた全体では約8.1億円/年となり、国からの配分額を上回る財政需要が見込まれる。

①森林経営管理制度必要経費 + ②それ以外の譲与税需要額(鳥取県内実績ベース) 試算



今後の間伐必要面積(延べ面積)と完了見込時期の算出

○森林環境保全税が創設された平成17年当時の間伐必要面積※から、市町村(譲与税)で対応する部分を除いた上で、保全税創設以降の間伐実施面積を差し引くことにより、今後の間伐必要面積を算出。

※スギ・ヒノキ人工林のうち、4~12齢級(16年生~60年生)の要間伐森林を、3齢級(15年)に1回間伐するとして、延べ面積を算出。

○今後、間伐が必要な面積は延べ約4.3万ha。これまでの進捗率は58%(5.9万ha÷10.1万ha)。

○「森林・林業振興ビジョン」で目標として掲げた間伐面積に基づいて算出すると、今後も間伐推進を継続すれば、令和13年度頃に必要な間伐が完了し、長年の課題であった間伐の遅れが解消すると見込まれる。

間伐面積の目標算出

年度	間伐面積
R3	3,591
R4	3,659
R5	3,727
R6	3,795
R7	3,863
R8	3,931
R9	3,999
R10	4,067
R11	4,135
R12	4,200
R13	3,595
R14	
合計	42,562

←ビジョン
目標値

県内民有人工林にかかる緊急的に間伐を実施すべき森林の延べ面積

齢級	樹種区分		間伐を行う想定齡級			間伐回数	間伐延べ面積		
	スギ	ヒノキ	4齢級	7齢級	10齢級		スギ	ヒノキ	
1	370	1,523							
2	675	2,330							
3	1,228	3,189							
小計	2,273	7,042							
緊急に間伐が必要な齢級	4	2,480	4,496	○	○	○	4	9,920	17,984
	5	3,318	5,274	○	○	○	3	9,954	15,822
	6	5,777	4,892	○	○	○	3	17,331	14,676
	7	8,750	3,737	○	○	○	3	26,250	11,211
	8	10,587	2,002	○	○	○	2	21,174	4,004
	9	12,716	2,217	○	○	○	2	25,432	4,434
	10	6,387	1,160	○	○	○	2	12,774	2,320
	11	2,575	495			○	1	2,575	495
	12	1,466	360			○	1	1,466	360
	小計	54,056	24,633				126,876	71,306	198,182
	13	1,055	429			平均回数	2.35	2.89	2.52
	14	863	356						
	15	836	380						
	16	765	328						
	17	720	158						
	18	561	246						
	19	288	88						
	20	138	22						
	21	174	22						
合計	61,729	33,704							

齢級毎の樹種別面積はH17林業統計(保全税開始時)の数値を使用している。

各齢級毎に必要な間伐回数を算定し、それに面積をかけて延べ面積を算定。

延べ面積を4から12齢級までの実面積で除し、平均回数を算出している。

森林環境保全税（県税）の財政需要としての間伐が必要な面積

数値	単位	
⇒ 4~12齢級の間伐が必要な延べ面積	198,182 ha	…①
経営計画が樹立されていない人工林割合	70 %	…②
②のうち、経営に適さない森林と判定される割合(仮置)	70 %	…③
森林環境譲与税(国税)での対応が必要な面積	97,109 ha	…④=①×②×③
県税等による支援で間伐が実施できる面積	101,073 ha	…⑤=①-④
制度創設後(H17~R2)の間伐面積		
・保全税によるもの	15,856 ha	
・その他事業によるもの	42,655 ha	
計	58,511 ha	…⑥
⑤のうち、今後間伐が必要な面積	42,562 ha	…⑦=④-⑥

←

「森林環境保全税」に関する県民アンケートの結果概要

(令和4年度 第2回 県政参画電子アンケート)

1 調査概要

(1) 実施期間 令和4年6月3日（金）から6月13日（月）午前9時まで

(2) 対象 県政参画電子アンケート会員 697名

(3) 回答者数 442名（回答率63.4%）

2 調査目的（調査票より抜粋）

鳥取県では、すべての県民が恩恵を受けている森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林環境を保全する取組や、森林を守り育てる意識を高める取組の財源として、平成17年度から「森林環境保全税（県税）」をご負担いただき、県民の皆様が行う森づくりを支援してきました。

一方、令和元年度より、国から市町村や県に対し、森林整備等に要する財源として「森林環境譲与税」が配分されるようになりました（配分割合は市町村が8.8%、県が1.2%（令和4年度）で、県への配分額は主に市町村の取組支援に使用します）。

このため県では、今後の森林環境保全税（県税）のあり方について検討を行っており、この調査は、県民の皆様のご意見を検討の参考とさせていただくために実施します。

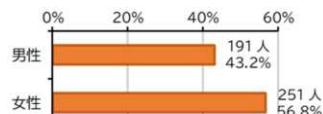
※両税の概要や県・市町村の役割については、【別紙資料】をご参照ください。

3 調査項目

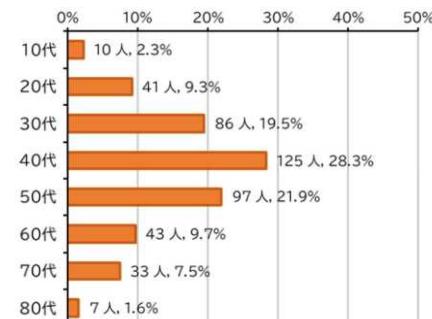
- 【問1】森林への関心について
- 【問2】県内の森林の現状について
- 【問3】「森林環境保全税（県税）」について（認知度）
- 【問4】「森林環境譲与税および森林環境税（国税）」について（認知度）
- 【問5】県税の使い道について（認知度）
- 【問6】県税の存続の要否について
- 【問7】県税に賛成する理由について
- 【問8】県税に反対する理由について
- 【問9】負担して良い県税の額について
- 【問10】負担して良い県税の額について（金額）
- 【問11】優先して欲しい県税の使い道について
- 【問12】私有林への支援の賛否について
- 【問13】県税についての意見等（自由記載）

4 回答者の属性

（1）性別



（2）年代



（3）住所



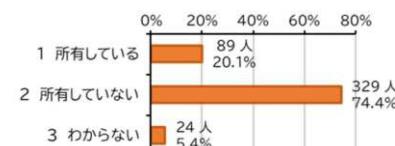
※県内に通勤・通学

（4）職業



（5）森林所有の有無

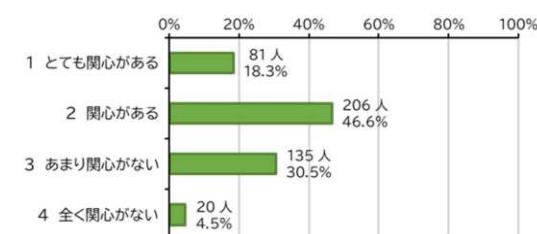
あなた自身又はあなたの同居家族は、県内又は県外に森林を所有していますか。



5 アンケート結果

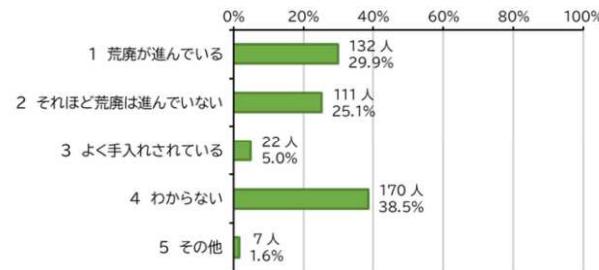
【問1】森林への関心について

あなたの森林への関心度についてお聞きします。次の中から1つ選んでください。



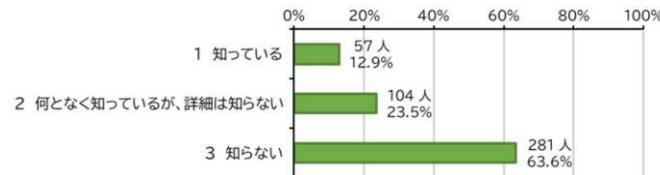
【問2】県の森林の現状について

あなたは、鳥取県の森林の現状をどう思われますか。次の中から1つ選んでください。



【問3】県税について

あなたは、鳥取県が平成17年4月から「森林環境保全税」を導入していることをご存知ですか。次の中から1つ選んでください。



6

【問4】「森林環境譲与税および森林環境税（国税）」について

木材価格の低迷により林業の採算性が悪化したことなどから、森林所有者による手入れが必ずしも十分に行われていません。このような状況を解消するため、国は新たな森林管理制度を開始し、森林所有者に代わって市町村が森林整備を行う場合などの財源として、令和元年度より、市町村や県に「森林環境譲与税※1」が配分されています。（詳しくは【別紙資料】をご参照ください）

あなたは国の森林環境譲与税・森林環境税※2についてご存じでしたか。次の中から当てはまるものを1つ選んでください。

※1 森林環境譲与税の財源として、令和6年度から国税として1人年額1,000円の「森林環境税」が徴収されますが、東日本大震災の復興財源のための負担（1人年額1,000円）が令和5年度末で終了するため、実質的な税負担は現在と変わらない見込みです。

※2 「森林環境税」は徴税に関する名称、「森林環境譲与税」はそれを市町村等へ配分する際の名称です。



【問5】県税の使い道について

現在、県の「森林環境保全税」は、1人当たり年額500円を徴収しており、その税収は年間約1.8億円です。県ではこれを財源として、手入れが必要な人工林※1の間伐※2や作業道整備、放置された竹林の解消、県民参加型の森林体験活動・森林環境教育など、県民の皆様（森林所有者やボランティア団体など多様な主体）が行う森づくりを支援してきました。

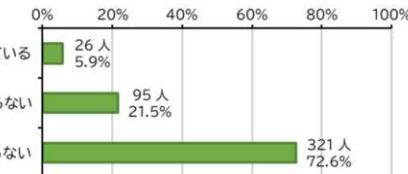
その結果、間伐が必要な面積の約4割まで間伐が進み、竹林面積の増加が止まり、森林体験活動に多くの方々が参加するなどの効果が出てきています。

このような、森林環境保全税の使い道※3についてご存知でしたか。次の中から1つ選んでください。

※1 人工林：人によって植栽された森林。県内の森林の約55%がスギ・ヒノキなどの人工林です。

※2 間伐：混み合った木と木の間隔を空けるための間引き伐採。人工林は間伐を適切に行うことと、林内が明るくなり、残した木の成長や二酸化炭素吸収が進み、健全で公益的機能が高い森林となります。

※3 税の使い道について詳しく知りたい方は、とりネット「鳥取県森林環境保全税を活用した事業の実績と効果」をご覧ください。 (<https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1281629/siryou6.pdf>)



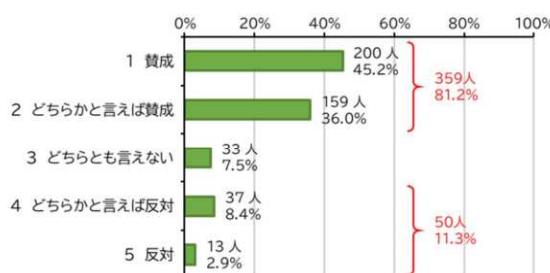
【問6】県税の存続の要否について

県が導入し、県民の皆様が行う森づくりの支援に使ってきました「森林環境保全税」は現在、第4期（平成30～令和4年度）の最終年度に当たり、見直しの時期を迎えています。

あなたは、水源のかん養※1、山地災害の防止、地球温暖化防止※2など、多くの公益的な機能を持っている森林を、すべての県民で守り育てる取組の財源として、今後も「森林環境保全税（県税）」をご負担いただくことに賛成ですか。

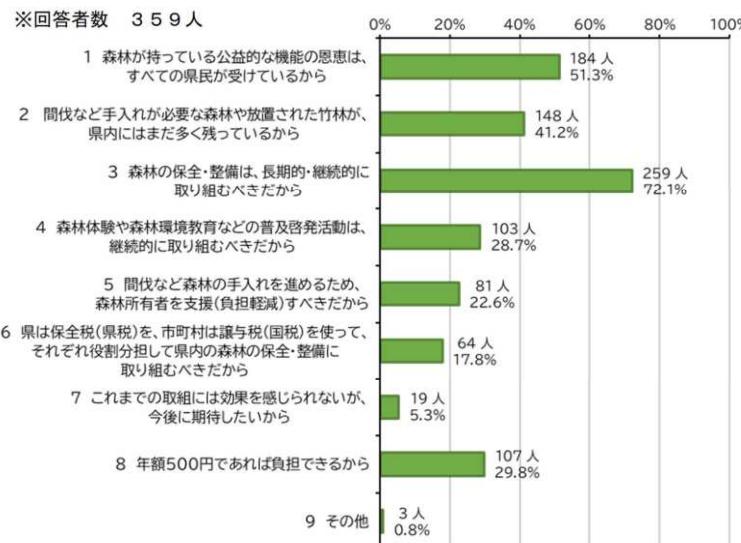
※1 水源のかん養：水を蓄える、水質の浄化等。

※2 地球温暖化防止：二酸化炭素の吸収による



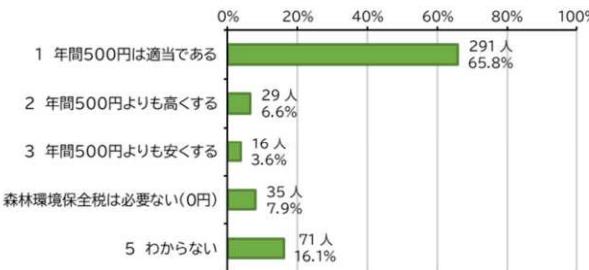
【問7】県税に賛成する理由について

問6で「賛成」又は「どちらかと言えば賛成」を選ばれた方にお聞きします。その理由として、当てはまるものを選んでください。（複数回答可）



【問9】負担して良い県税の額について

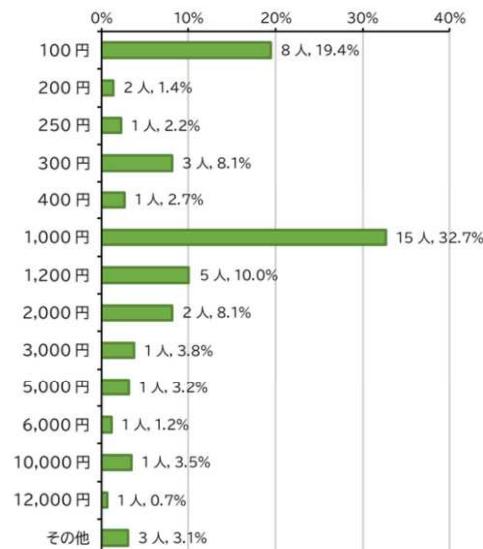
「森林環境保全税」は現在、個人の年間負担額を500円としていますが、年間どのくらいの負担額が適当であると思いますか。次の中から1つ選んでください。



【問10】負担して良い県税の額について（金額）

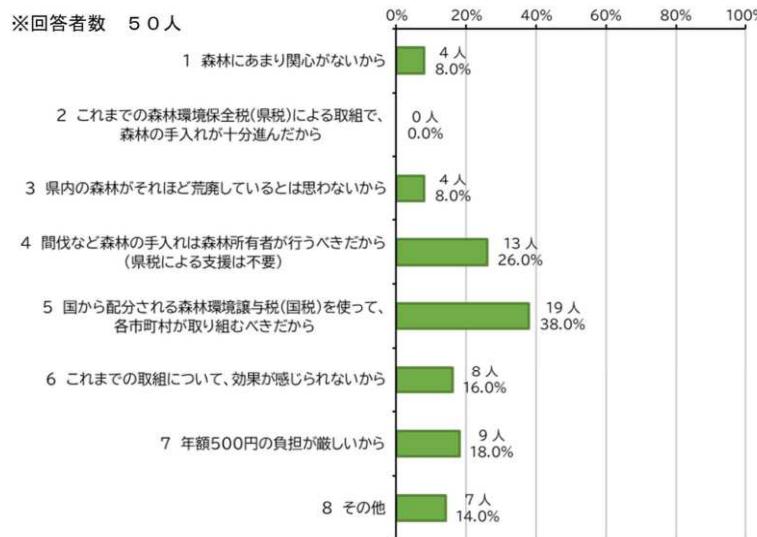
問9で「2」又は「3」を選ばれた方にお聞きします。適当と考えられる金額（1人あたり年額）をご記入ください。

※回答者数 45人



【問8】県税に反対する理由について

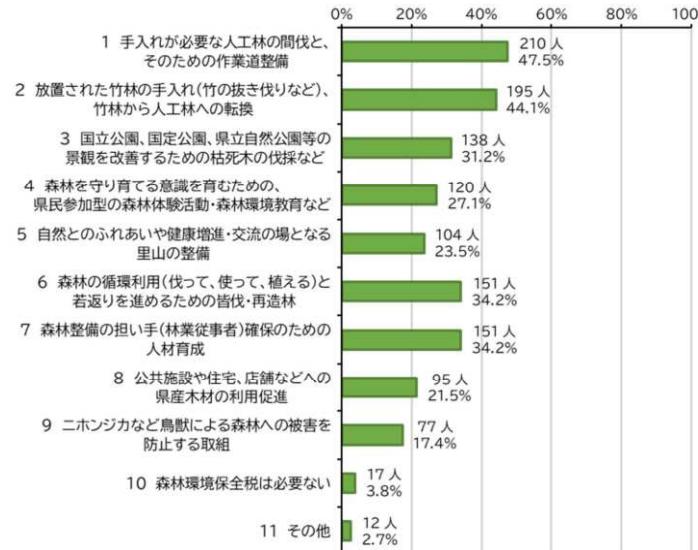
問6で「反対」又は「どちらかと言えば反対」を選ばれた方にお聞きします。その理由として、当てはまるものを選んでください。（複数回答可）



【問11】優先して欲しい県税の使い道について

あなたが、「森林環境保全税」を活用して支援すべきと思う取り組みはどれですか。次の中から当てはまるものを選んでください。(複数回答可)

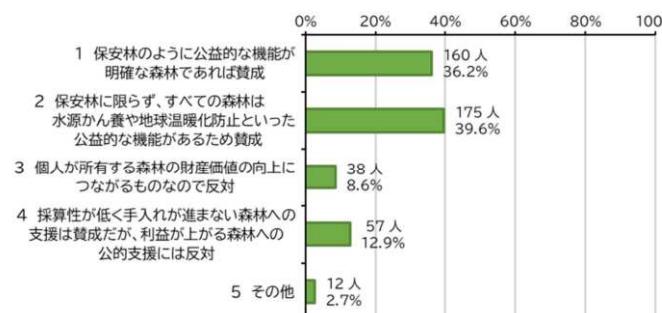
なお、1~4はこれまで森林環境保全税で支援してきた取り組みです。



※ 皆伐・再造林：木材を収穫するため、成長した人工林を一度に全部伐採（皆伐）し、その跡地に再び苗木を植えて人工林をつくること。

【問12】私有林への支援の賛否について

本県では、間伐時期に当たるスギ・ヒノキの人工林が約7万haありますが、多くの場合、間伐では収益は得られず、森林所有者の費用負担が必要となるため、間伐が十分に進まない状況でした。このため「森林環境保全税」で間伐費用の一部を支援し、所有者負担を軽減することにより、間伐を推進してきました。私有林に対する支援により、間伐を後押ししてきたものですが、私有林に支援することについて、あなたの考えに一番近いものを1つ選んでください。



※ 保安林：森林のうち大事な場所にあって、私たちの暮らしを守るために特に必要な森林として、国や県によって指定されている森林

【問13】自由記載欄

その他、「森林環境保全税」についてご意見等がございましたらご自由にお書きください。

※回答者数 73人 (概要版のため回答内容は省略)

【別紙資料】(説明資料としてアンケートに添付したもの)

「森林環境保全税(県税)」と「森林環境譲与税・森林環境税(国税)」の概要

- 県内の森林の約55%はスギ・ヒノキなどの人工林であり、水源のかん養、県土の保全、二酸化炭素の吸収など、森林が持つ公益的機能の発揮のためには、間伐など適正な管理が必要です。
- このため、県は、平成17年度から導入した「森林環境保全税(県税)」を活用し、森林所有者が行う間伐など「県民による森づくり」を支援することで、森林の機能を維持・回復してきました。
- 一方で、林業の採算性の悪化等により、所有者による管理が困難な森林が増加したため、国は新たに「森林經營管理制度」を開始。この制度に基づき、市町村は、国から配分される「森林環境譲与税(国税)」を活用し、森林所有者に代わって「市町村が行う公的な森林整備」を推進する計画です。

鳥取県の森林環境保全税(H17~)

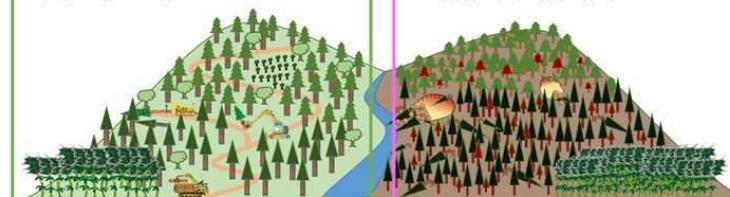
○税額 個人 500円/年
法人 1,000~40,000円/年

○税収額 約 1.8億円/年

○県の主な役割

「県民による森づくり」を支援

(森林所有者、ボランティア団体など
多様な主体による森づくりを支援)



○主な使い道

- ①保安林・普通林の間伐の支援
- ②保安林内の作業道整備の支援
- ③竹林整備(放置された竹林対策)の支援
- ④ボランティア団体等による森林体験活動等の支援



国の森林環境税(R6~)

* 森林環境譲与税として市町村へ配分(R1~)

○税額 個人 1,000円/年
(R6から徴収開始)

○国からの配分額 (R6以降の見込額)
市町村 約 6.3億円/年(県内市町村の合計)
県 約 0.7億円/年(市町村の支援に使用)

○市町村の主な役割

「市町村による公的な森林整備」を推進

(森林所有者による經營管理が困難な森林や、
所有者が不明な森林の管理)



○主な使い道

- ①森林の整備(管理放棄された森林の間伐など)
- ②森林整備を担う人材の育成・確保
- ③木材の利用の促進(公共施設の木造化など)
- ④森林に関する普及啓発



※ 森林環境譲与税(国税)の使い道は、幅広く活用可能とされていますが、県内市町村の大半は、市町村が行う公的な森林整備に優先的に使う考えです。